

人事・労務情報

2010年 1月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

景気回復後をにらんだ人材採用でもらえる助成金 など



あけましておめでとうございます。今年も有益な情報をお届けするように努めます。
新年ですので、少しでも明るい話題という事で助成金についてお伝えします。

1. 『中小企業緊急雇用安定助成金』 の受給条件が緩和されました。

2009年11月号でお伝えした同助成金の「2月危機」ですが、それを回避すべく、2009.12.1から、次の受給条件が追加されました。これにより受給条件が緩和されました。（「2月危機」の詳細については、当所HPにバックナンバーをアップしておりますので、そちらをご参照ください。）

【追加された条件】 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である中小企業（もこの助成金を受給できる。）

2. 「緊急人材育成・就職支援基金」による実習型雇用支援事業

2009年9月号でお伝えした直後の政権交代で、見直し対象となりましたが、予定通りに実施されています。現時点で採用予定が無くても1年6ヶ月後に増員が必要と予想されるならば、この助成金を活用し、先行で採用する方法があります。1年6ヶ月で最大210万円をもらえますので、採用社員の人件費を大幅にカバーできます。（詳細は2009年9月号をご参照ください。）

3. 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 ～ 派遣社員を社員にするともらえます。～

- ① 6ヶ月を超えて働いている派遣スタッフを「期間の定めなく」または「6ヶ月以上の契約（更新が前提）」で直接雇用する。 または ② 6ヶ月を超えずに働いている派遣スタッフの派遣期間満了前に、直接雇用する場合に次の金額がもらえます。

期間の定め無く直接雇用する場合			期間6ヶ月以上の雇用契約で直接雇用する場合		
合計 100万円	6ヶ月 経過後	50万円	合計 50万円	6ヶ月 経過後	30万円
	1年6ヶ月 経過後	25万円		1年6ヶ月 経過後	10万円
	2年6ヶ月 経過後	25万円		2年6ヶ月 経過後	10万円

4. 助成金の無料診断を行っています。お気軽にお声掛けください！

弊所では助成金の無料診断を行っております。人材採用や設備投資の予定などに関する質問に答える形式で、『もらえる可能性のある助成金』を調べられます。ご希望される企業様には質問用紙を送信しますので、お気軽にお声掛けください。

以上